

学校法人鎮西学院 理事職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人鎮西学院(以下「当法人」という。)の事業運営の適切かつ迅速な推進を図るため、業務を執行する理事の担当職務及び決裁権限を明確化することを目的とする。

(理事長の職務)

第2条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、寄附行為及び理事会の定めた方針に従い、次に掲げる事項を決定する権限を有する。

- (1) 事業計画及び予算案の作成に関する事項
- (2) 事業報告及び決算書の作成に関する事項
- (3) 教職員の任免・分限・賞罰等人事に関する事項
- (4) 官公庁に対する申請・願出・届出・重要な報告・回答に関する事項
- (5) 外部に対する文書で特に重要なものに関する事項
- (6) 補助金・寄附金に関する事項
- (7) 契約(1,000 万円以上)及び交渉に関する事項
- (8) 1件 1,000 万円以上の予算の執行
- (9) 法令及び寄附行為並びに諸規程に定められた業務のほか、常例として処理する日常の業務事項

(代表業務執行理事の職務)

第3条 代表業務執行理事は、理事長を補佐し、前条第2項の業務のほか、特に理事長に命を受けた業務を掌理する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事がその職務(理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。)を執行する。

(業務執行理事の職務)

第4条 業務執行理事は、理事長及び代表業務執行理事を補佐し、前条第2項の業務を掌理する。

2 業務執行理事は、理事長及び代表業務執行理事に事故あるときは、理事長の職務を執行する。ただし、代表権に係る職務権限を除く。

(学院長理事の職務)

第5条 学院長は、理事として、当法人の建学の精神の継承発展、キリスト教教育に関する校務を執行するにあたって必要な決定を行う権限を有する。

2 学院長は、建学の精神、キリスト教教育の観点から、当法人の事業活動のうち、各部門の教学に係る

次の事項を決定する。

- (1) 式典、礼拝及びチャペル活動に関する事項
- (2) キリスト教教育プログラムに関する事項
- (3) 年間目標聖句の決定に関する事項
- (4) 教職員の建学の精神及びキリスト教への理解促進に関する事項
- (5) 宗教主事の監督、指導及び研修に関する事項
- (6) キリスト教学校教育同盟に関する事項
- (7) その他、建学の精神の継承発展に関する重要事項

(学長理事の職務)

第6条 学長は、理事として、当法人の設置する大学の業務のうち、教育・研究に関する校務を執行するにあたって必要な決定をする権限を有する。

2 学長は、学校教育法関係法令、学則等の定めにより、設置大学に係る次の事項を決定する。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 学生の学修評価に関する事項
- (5) 学生の懲戒、退学、転学、留学、休学及び復学その他の身分取扱いに関する事項
- (6) 学生の厚生補導及び表彰に関する事項
- (7) 校務分掌の決定
- (8) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- (9) 所属職員の服務、休職、出張及び研修に関する事項
- (10) 所管に係る軽易な文書の処理及び諸証明に関する事項
- (11) 所管に係る官公庁への申請・願出・届出・報告・回答に関する事項
- (12) その他学長が掌理する大学の校務のうち常例として処理する軽易な事項

(校長理事の職務)

第7条 校長は、理事として、設置する高等学校業務担当のうち、教育に関する校務を執行するにあたって必要な決定をする権限を有する。

2 校長は、学校教育法関係法令、学則等の定めにより、高等学校に係る次の事項を決定する。

- (1) 生徒の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 教育課程等の編成及び年間指導計画の策定に関する事項
- (3) 指導要録の作成に関する事項
- (4) 児童・生徒の懲戒、退学、転学、留学及び休学その他の身分取扱いに関する事項
- (5) 校務分掌の決定及び勤務評定の実施に関する事項
- (6) 所属職員の服務、休職、出張及び研修に関する事項

- (7) 所管に係る軽易な文書の処理及び諸証明に関する事項
- (8) 所管に係る官公庁への申請・願出・届出・報告・回答に関する事項
- (9) その他校長が掌理する高等学校の校務のうち常例として処理する軽易な事項

(園長理事の職務)

第8条 園長は、設置する認定こども園業務のうち、教育、保育に関する園務を執行するに当たって必要な決定をする権限を有する。

2 園長は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、その他関係法令、園則等の定めにより、認定こども園に係る次の事項を決定する。

- (1) 園児の入園、卒園に関する事項
- (2) 教育及び保育内容等の編成及び年間指導計画の策定に関する事項
- (3) 指導計画の作成に関する事項
- (4) 園児の退園・休園その他の身分取扱いに関する事項
- (5) 園務分掌の決定及び勤務評定の実施に関する事項
- (6) 所属職員の服務、休職、出張及び研修に関する事項
- (7) 所管に係る軽易な文書の処理及び諸証明に関する事項
- (8) 所管に係る官公庁への申請・願出・届出・報告・回答に関する事項
- (9) その他園長が掌理する幼稚部の園務のうち常例として処理する軽易な事項

(事務局長理事の職務)

第9条 法人事務局長は、当法人の業務のうち、事務局に係る次の業務を執行する。

- (1) 事務分掌の決定
- (2) 職員の服務、休職、出張及び研修に関する事項
- (3) 施設、設備の維持管理に関する事項
- (4) 経常的な補助金の申請、報告等に関する事項
- (5) 文書の処理及び諸証明に関する事項
- (6) 契約(1,000 万円未満に限る。)及び交渉に関する事項
- (7) 1 件 1,000 万円未満の予算の執行
- (8) その他法人事務局長が掌理する事務局の業務のうち常例として処理する軽易な事項

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事会の決議により行う。

附則

この規程は、2025(令和7)年 12 月 19 日より施行する。